

事 務 連 絡  
令和4年 3月18日

施設利用者の皆様

五所川原市教育委員会  
教育長 原 真 紀  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染予防対策に伴う社会体育施設 の利用制限の一部解除について

五所川原保健所管内の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、市内すべての社会体育施設について、現在行っている高校生以下の利用制限について、市内の利用団体に限り制限を解除します。

施設ご利用の際は、引き続き感染予防対策にご協力をお願いします。

#### 記

#### 1 制限期間

令和4年3月22日（火） から 令和4年4月6日（水） まで

#### 2 制限期間内の制限内容

高校生以下の市外の団体の施設利用はできません。

※ 市外団体とは、市外に住所のある団体（利用申請時の住所が市外の団体）とします。

※ 申請団体が市内の団体であっても、その活動内容が市外団体との活動であれば、その市外団体はご利用できませんので、ご注意願います。

#### 3 対象施設

屋内、屋外の区別なく、市内すべての社会体育施設

五所川原市教育委員会社会教育課 TEL : 0173-35-2111 (内線2957) FAX : 0173-23-4095 E-mail : bunkasports@city.goshogawara.lg.jp
---